



教 人 第 18 号
令和3年11月15日

差別のない明るい飯山市を築く審議会長 様

飯 山 市 長 足 立 正 則

差別のない明るい飯山市を築く審議会に対する諮問について

差別のない明るい飯山市を築く条例第7条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諮問する事項

差別のない明るい飯山市を実現するための方法について

2 諮問の趣旨

飯山市では、平成9年に「差別のない明るい飯山市を築く条例」を制定し、差別のない明るい飯山市を築くことを目標に人権教育・啓発を推進してまいりました。

急速な情報通信技術の進展に伴い、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案などが発生しており、国では平成28年に差別解消に向けた国等の責務を明らかにするための人権三法（部落差別解消推進法・障害者差別解消推進法・ヘイトスピーチ解消法）を制定し、改めて差別の存在について明文化したところです。

本市においても5年ごと実施している「人権に関する市民意識調査」の結果では、現在も差別が解消されていない現状が明らかとなっております。

これらの状況、また近隣市町村の状況等も踏まえ、差別のない明るい飯山市を実現するための方法について、貴審議会にお諮りするものであります。

3 答申を得たい時期

令和4年1月末日